

改正概要説明書	
国名： オーストリア	法令名： 意匠法
改正情報： BGBI. No. 497/1990, 2005 年改正 (BGBI. I No. 151)	
改正概要：	
<p>1. 法律部の決定に対する審判請求があった場合、審判請求の受領後 2 月以内に暫定決定がなされることになった(第 28 条 3 項)。審判請求が却下されずに暫定決定があった場合には、暫定決定の送達後 2 週間以内に、審判請求を審判部に提出することを求める提出請求を行うことができることになった(第 28 条 4 項)。</p> <p>2. 権利の移転に関わる代理行為について必要とされていた認証された委任状が必要なくなった(第 32 条 2 項)。</p> <p>3. 侵害者に対して流通に関する情報の提供を求めることができるようになった(第 34 条)。また、意匠権侵害に関する罰則が強化された(第 35 条)。</p> <p>4. 特許庁手数料法の制定に伴い、手数料についての規定が、意匠法から削除された(旧第 40 条から第 44 条)。</p>	
改正内容：	
<p>・ 第 20 条</p> <p>(2)において「訂正するためには、出願手数料(第 40 条(1)1.)の半額に等しい手数料を納付しなければならない」が削除された。</p> <p>(3)において「命令」が「特許庁長官の命令」に変更された。</p> <p>・ 第 25 条 権原不存在の宣言及び意匠の移転</p> <p>(3)において「1970 年特許法第 49 条(4)及び(7)の規定」が「1970 年特許法第 49 条(4)、(6)及び(7)の規定」に変更された。</p> <p>・ 第 26 条 通則</p> <p>(2)において「第 76 条(1)、(4)及び(5)」が「第 76 条(1)、(3)及び(4)」に変わった。また、「並びに第 172a 条(1)」が削除された。</p> <p>・ 第 27 条 審査担当官</p> <p>(2)において「(4)及び(5)の規定を審査担当官に対して準用する」が「(3)及び(4)の規定を権限を与えられた当該職員に対して準用する」に変わった。</p>	

(3)において「管轄する構成員は自ら、その審判請求を許可することができる。審判請求を許可することができない、又はその一部のみを許可することができる」と判断されるときは、審判請求は審判部に対して行わなければならない」が削除された。

・第 28 条 審判請求

(1)において「また、その理由書を遅くとも前記期間の満了後 1 月以内に提出しなければならない」が削除された。

新設条文として(3) (4)が追加された。それにともない、旧法(3) (4) (5)は新法(5) (6) (7)になった。

旧法(5)において「1970 年特許法第 71 条(2)及び(4)」が「1970 年特許法第 71 条(6)」に変更された。

・第 30 条

(2)において「理由を付した申立を記載していない上訴」が削除された。

(4)において「中断を除き」が追加された。

(5)において「特許商標最高審判所への上訴に限り」が追加された。

・第 32 条 代理人

(2)において「ただし、意匠の移転に係わる委任については、全ての場合において、正規に認証された委任状を提出しなければならない」が削除された。

・第 34 条 意匠権侵害

「利益の引渡及び計算書の提出を求める申請」が「利益の引渡、計算書及び流通に関する情報の提出を求める申請」に変更された。

・第 35 条

(1)において「業として前記の行為をした者は、2 年以下の拘禁刑に処せられる」が追加された。

(2)において「企業所有者が法人である場合は、当該規定を不作為の罪を犯した企業体に適用する。企業体に科せられた罰金については、企業は有罪判決を受けた者と連帯し、かつ、同等に責任を負うものとする」が削除された。

(3) (4)は新設条文である。これにともない旧法(3) (4)は、新法(5) (6)になった。

・第 40 条-第 44 条

削除。

・ **第 44c 条-第 44d 条**

経過規定に係る新設条文である。

・ **第 45a 条**

新設条文である。

・ **第 46 条**

(8) (9) は施行日程に係る新設条文である。

・ **第 46a 条**

削除された。

・ **第 47 条**

2. において「連邦経済大臣及び連邦司法大臣」が「運輸，技術革新，技術担当連邦大臣及び連邦司法大臣」に変更された。

旧法 3. が削除された。これにともない旧法 4. が新法 3. になった。

旧法 4. において「連邦経済大臣」が「運輸，技術革新，技術担当連邦大臣」に変更された。